

## 別紙

### 自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項

#### 1 自動販売機の規格及び条件

##### (1) 規 格

貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・回収ボックスの全てが収まる大きさの自動販売機とし、高さは200cm以内とする。

##### (2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種とする。

##### (3) デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めるものとする。

##### (4) 販売品目等

販 売 品 目	内 容 量 等	単 価
清涼飲料 (缶・ペットボトル)	全容量販売可	標準販売価格 の95%以下
乳飲料・乳酸菌飲料 及び清涼飲料 (紙パック)	全容量販売可	標準販売価格 の95%以下

#### 2 遵守事項

##### (1) 安全対策

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うものとする。

##### (2) 使用済み容器の回収

- ① 回収ボックスは、原則として「長野県庁自動販売機設置事業者募集要領 公募内容一覧表」に記載の個数とし、貸付面積を超えない範囲で自動販売機脇に設置する。
- ② 回収ボックスの規格
  - ア 素材は、プラスチック製又は金属製とする。
  - イ 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しないよう、十分な収容容積をもったものとする。
  - ウ 使用済み容器投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するか、そのための仕掛けのあるものとする。

##### (3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者は、商品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充など自動販売機の維持管理を適切に行うものとする。
- ② 設置者は、自動販売機に故障時等の連絡先を明記するとともに、故障、問い合わせ及び苦情等について、責任もって対応する。